

保護者各位

札幌市子ども未来局長

緊急事態宣言の解除に伴う児童会館等の事業再開等について

日頃より、本市の児童会館・ミニ児童会館（以下、「児童会館等」という。）の運営に対し、ご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

これまで、北海道に対し発令されておりました「緊急事態宣言」については、このたび、9月30日（木）をもって解除されることとなりました。

つきましては、これまで休止してきた児童会館等の各事業について、下記の通り再開いたしますので、お知らせいたします。

併せて、「新型コロナウイルス感染症に係る利用停止等の基準」についても、変更を行いましたので、下記の通りお伝えいたします。

引き続き、感染拡大防止に留意のうえ、児童会館等の運営を行ってまいりますので、保護者各位におかれましても、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

1 児童会館等の事業の再開について

10月1日（金）以降、これまで休止しておりました以下の事業を再開いたします。

【10月1日（金）以降、再開する事業】

- ・自由来館
- ・ふりーたいむ
- ・子育てサロン
- ・占用利用

※占有利用については、各会館での準備が整い次第、10月1日（金）を待たずに、予約の受付を再開予定です。

※感染防止の観点から、占有利用においては、換気や消毒、過密な状態での利用を避ける等の基本的な感染対策にご協力いただくとともに、飲食を主目的とした活動での利用は禁止とします。

2 「新型コロナウイルス感染症に係る利用停止等の基準」の変更について

緊急事態宣言の解除等を踏まえ、利用停止等の基準のうち、以下の項目を変更いたしましたので、変更後の基準をお送りいたします。

【今回変更した項目】

- ・児童が濃厚接触者に指定された場合（文言修正。取扱いに変更ありません）
- ・児童の同居者が濃厚接触者に指定された場合（削除）
- ・児童の同居者が PCR 又は抗原検査を受検する場合（削除）

担当：札幌市子ども未来局放課後児童担当課

電話 011-211-2989